

# 1 生徒指導

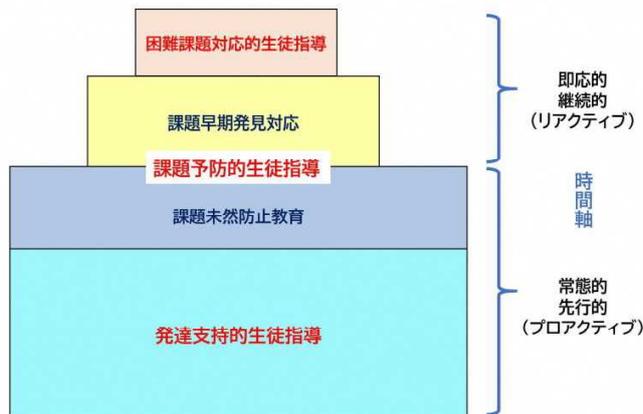
## 1 南の生徒指導で目指すもの

### 児童生徒の\*1自己指導能力の獲得を支える\*2常態的・先行的生徒指導を基盤とした生徒指導の推進

\*1自己指導能力：児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のために自発的・自律的かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断して実行する力

\*2常態的・先行的生徒指導：日常の生徒指導を基盤とする発達支持的生徒指導と組織的・計画的な課題未然防止教育

#### <全ての児童生徒が安心して楽しく過ごせる魅力ある学校・学級づくりの実現に向けて>



自校のこれまでの発達支持的生徒指導や課題未然防止教育の在り方を見直し、下の「2 推進のためのポイント(1)」等を参考にして意図的・計画的に実践することが、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止につながります。

また、課題早期発見対応や困難課題対応の生徒指導に関わる個別の事案を学校全体の課題として捉えることで、全ての児童生徒に対する発達支持的生徒指導の在り方が見えてくるという円環的な関係にあります。

これらを踏まえ、魅力ある学校・学級づくりの実現に向けて、自校の生徒指導計画や校内生徒指導体制、いじめ防止基本方針等が、左図の4層でバランスよく構成されているかを検討した上で、全教職員で共通理解し、組織的な取組を進めることが大切です。

【生徒指導の重層的支援構造 生徒指導提要より抜粋】

※生徒指導の重層的支援構造の詳細については、「生徒指導提要」、「令和6年度 学校教育の指針 p21『生徒指導』」を参照

・生徒指導提要

(文部科学省のWebページ)



・令和6年度 学校教育の指針

(義務教育課のWebページ)



## 2 推進のためのポイント

### (1) 発達支持的生徒指導と課題予防的生徒指導：課題未然防止教育の充実を図る。

<魅力ある学校・学級づくりの実現に向けた発達支持的生徒指導の取組>

□全ての児童生徒が安全にかつ安心して生活することができる学級にするために、\*3生徒指導の実践上の視点を踏まえた学級づくりを推進する。

□全ての児童生徒が学びの充実感を味わうことができる授業にするために、生徒指導の実践上の視点を踏まえた授業づくりを推進する。また、児童生徒一人一人の教育的ニーズに基づき、学習上の困難さを改善・克服するために指導内容や指導方法の工夫を行う。

学習上の困難さを改善・克服するためのICTの活用について ➡ p9

□学級活動において、児童生徒自身がよりよい人間関係や生活づくりについての課題を見だし、その解決に向けて話し合い、実践する機会を保障する。また、児童生徒の自己有用感を高める効果的な異年齢交流の活動の在り方を工夫する。

<生徒指導上の諸課題の未然防止に向けた課題未然防止教育の取組>

□生徒指導主事や教育相談担当等を中心に、スクールカウンセラー(S C)や広域カウンセラー等の協力を得て、全ての児童生徒を対象としたいじめ防止教育や自殺予防教育(S O Sの出し方教育)、非行防止教育、情報モラル教育等の講話や演習を実施する。その際、年間指導計画に位置付けて計画的に実施することに留意する。

□児童会・生徒会による「家庭でのメディア利用のルールづくり」の呼び掛けを基に、学級活動において、児童生徒自身が課題(メディア依存による昼夜逆転や不安、無気力などの危険性)を見だし、全体で話し合い、各自の実態に応じたルールを決めて取り組む。その後、定期的に自己の取組を見直し、改善を図る。

情報モラル教育の推進について ➡ 『令和5年度 南の要覧』 p8

\*3生徒指導の実践上の視点：

自己存在感の感受  
共感的な人間関係の育成  
自己決定の場の提供  
安全・安心な風土の醸成

【参考】

・生徒指導の実践上の視点を踏まえた学級づくりのためのチェックリスト

・生徒指導の実践上の視点を踏まえた授業づくりのためのチェックリスト

・令和5年度 秋田県生徒指導推進会議に係る講義動画

(南教育事務所のWebページ)



(2) 生徒指導が実効的に機能する校内の生徒指導体制の構築に努める。

＜全教職員による指導体制の構築＞

- 学級担任等による課題の抱え込みを防いだり、生徒指導上の諸課題の早期発見や即時対応に組織的に取り組んだりすることができるよう、「生徒指導のための共通実践事項」を基に、校内の役割を明確にした上で対応する。
- 生徒指導上の諸課題の未然防止を図るために、児童生徒等のアンケートから生活上の課題を見だし、児童生徒の成長や発達を支える「発達支持的生徒指導」に係る方策を考え、実践し、点検・見直すといったPDCAサイクルを構築する。

【参考】

・生徒指導のための共通実践事項  
(義務教育課のWebページ)



・PDCA×3回で不登校の未然防止を～点検・見直しの繰り返しによる取組の推進～  
(南教育事務所のWebページ)



- 教室に入りづらいと感じている児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで生活や学習ができるよう、校内に居場所を設置したり、全教職員による学習支援や教育相談等ができる体制を整備したりする。

＜教育相談活動の充実・強化＞

- 毎日の健康観察や心身の状態に関するアンケートの実施等に1人1台端末を活用することで、いち早く児童生徒の健康や心身の状態の変化に気付き、その結果を基に教職員やスクールカウンセラー（SC）による相談支援につなげることができるようにする。
- いじめアンケート等の結果から悩みや問題を抱えた児童生徒を見だし、必要な支援体制を整備するための会議（スクリーニング会議）を教育相談担当等が企画し、スクールカウンセラー（SC）や広域カウンセラー、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の協力を得て、実施する。

＜生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止に向けた専門機関等との連携・活用について＞

スクールカウンセラー（SC） (臨床心理士等)	・カウンセリングによる心理的支援 ・生徒への講話、教職員への研修等 ・教職員、保護者への指導・支援	スクールソーシャルワーカー（SSW） (社会福祉士等)	・不登校等の諸問題を抱える家庭の保護者や児童生徒への支援 ・学校と関係機関のコーディネート
広域カウンセラー (臨床心理士等)	・カウンセリングによる心理的支援 ・児童への講話、教職員への研修等 ・突発的事案に対する緊急支援	相談電話 (すこやか電話)	・不登校やいじめ、就学や進路、学習についての悩みに対する相談 0120-377-943

※広域カウンセラーやスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用を希望する際は、管理職を通じて南教育事務所（0182-32-1101）へ御連絡ください。

(3) 学校を中心とした家庭、地域社会、関係機関等との連携・協働の充実に努める。

＜日常からの家庭、地域社会との連携・協働＞

- 不登校児童生徒の保護者等が有益な情報を適時・適切に得ることができるよう、教育相談担当等が窓口になって教育支援センター、相談機関、フリースクール等に関する情報を提供する。
- 学校運営協議会等において、自校の生徒指導上の諸課題や生徒指導の重点目標、具体的方策等を説明することで、地域と学校が課題を共有し、協働して取り組むことが可能となる具体的方策の立案ができるようにする。

＜関係機関等との連携・協働体制の構築＞

- スクールカウンセラー（SC）や広域カウンセラー、スクールソーシャルワーカー（SSW）、関係機関（市町村教育委員会や児童相談所、福祉事務所等）の職員の参加によって、生徒指導上の諸課題の解決に向けたケース会議を開催する。その際、課題を明確化し、目標（方針）を共有した上でそれぞれの専門性を生かした課題解決のための役割分担ができるようにする。

ケース会議等を開催する際の連携先 p50

- 深刻ないじめや暴力行為等において、学校だけの対応では指導・支援に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合や、児童生徒に対する虐待の疑いがある場合には、ためらうことなく警察や児童相談所等の関係機関に相談・通報を行う。

【参考】

学校と警察等との連携（生徒指導リーフ Leaf.12）

